

第2次男女共同参画計画の総括等

第2次京丹後市男女共同参画計画の進捗状況 ～第3次京丹後市男女共同参画計画策定に向けて～

令和7年度第1回京丹後市男女共同参画審議会
○令和8年1月26日（月）

男女共同参画審議会及び推進会議の位置づけについて

京丹後市男女共同参画審議会について

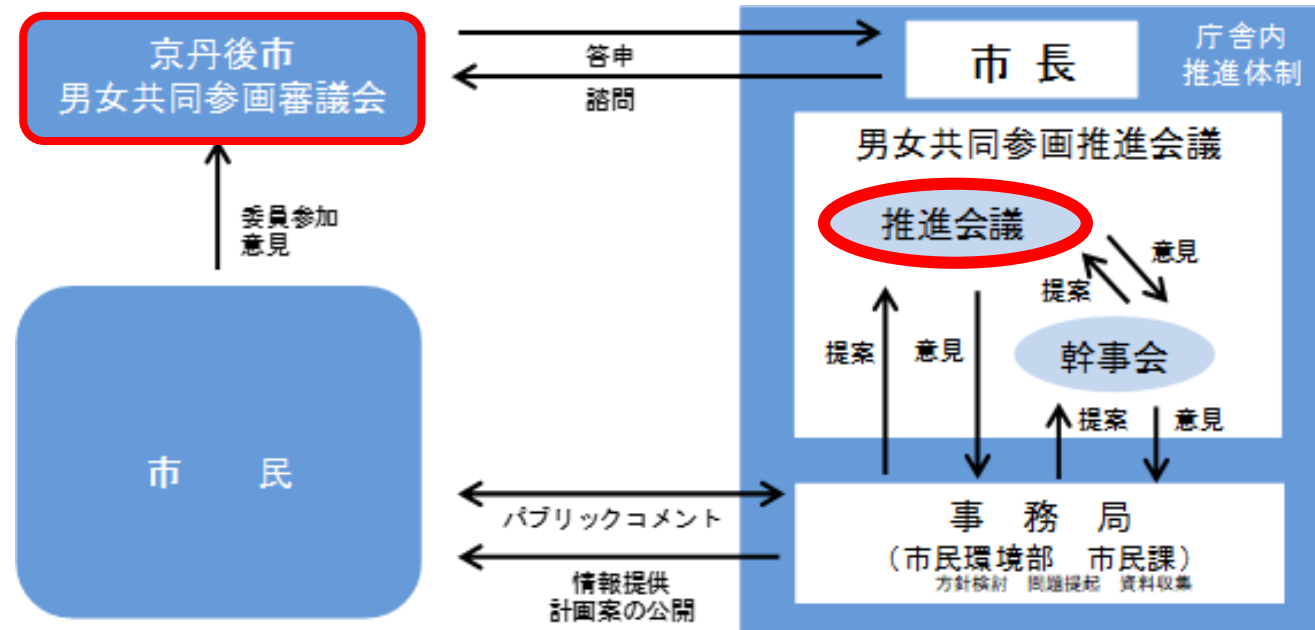
【審議会の位置づけ等】

- 京丹後市男女共同参画条例に基づく
- 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する
- 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について審議する。

京丹後市男女共同参画推進会議について

【推進会議の位置づけ等】

- 京丹後市男女共同参画推進会議設置規程に基づく
- 会長…市長、副会長…副市長、委員…各部局長
- 男女共同参画を全市的に取組むための部局横断的組織として、計画の策定・推進・調整等に関することを所管し、男女共同参画を総合的に推進する



国勢調査・アンケート結果

国勢調査等統計データに基づく京丹後市の状況（参考資料1）

- ① 平成27年に35.3%であった高齢化率は令和7年には38.2%に上昇
- ② 出生率は減少傾向にあり、全国や府よりも低い水準にある
- ③ 一世帯あたりの世帯規模は縮小している傾向にあり、母子・父子世帯数は平成27年から令和2年で減少
- ④ 女性労働力率は、国や府に比べて高水準にある。20代以降の年代では労働力率がこれまでの調査に比べて増加しています

少子高齢化・人口減少

暮らしの多様化

女性活躍・参画の進展

人口減少や少子高齢化の進行により働き手や担い手の不足が進む中、女性の参画は増加傾向にありますが、誰もが働き続けながら仕事と家庭を両立し、安心して暮らし続けられる環境づくりに向けた取り組みが必要です。

アンケート調査結果から見る京丹後市の現状（参考資料2）

1

男性が優遇されているという認識が一定程度あり、
不平等感を認識していることや固定的な性別役割に対する問題意識は高まっている

- 家庭生活や政治・行政の意思決定の場、社会通念・慣習、日本全体の男女の地位について「男性が優遇されている」と感じる人は約60%
- 「女（男）だから/のくせに」といった言い方・考え方や亭主関白の男性、「男は仕事・女は家庭」といった考え方に抵抗を感じる人は約80%

2

社会における女性活躍や男性の育児参画への理解は浸透しつつある一方、
実生活では固定的な性別役割分担意識が根強く、若年層の定住意向は低い

- 女性が職業をもつことについて、全世代で「子どもができて、ずっと職業を続ける職業を続ける方がよい」とした考えが浸透している
- 「意欲と能力のある女性はどんどん管理職に就いたほうがよい」と考える事業所は74.1%で、女性の指導的立場への参画を促進のための手法として「男性の意識改革」は47.9%
- 男性の育児休業取得率は令和4年度35.5%から令和5年度59.1%と取得率が高くなっている
- 食品などの買い物や食事のしたくなど日常的な家事は主に妻が担う傾向があり、女性の負担が大きい
- 全体では定住意向が66.7%と高い傾向にあるが、29歳以下の若年層においては他の年代と比べ定住意向が低い傾向にある

3

DV被害者は女性が多く、被害後に相談や対応をしなかった傾向にあるほか、
自己解決しようとする人や相談先がわからないといった人が一定数存在する

- 配偶者等からのDVは男女比較で女性の経験割合が高い
- DVへの対処については、「何もしなかった」が21%と最多で、「自分ひとりで考え、解決しようとした」が8.6%、「相談先がわからず、誰にも相談しなかった」のは7.4%

1

男性が優遇されているという認識が一定程度あり、
不平等感を認識していることや固定的な性別役割に対する問題意識は高まっている

2

社会における女性活躍や男性の育児参画への理解は浸透しつつある一方、
実生活では固定的な性別役割分担意識が根強く、若年層の定住意向は低い

3

DV被害者は女性が多く、被害後に相談や対応をしなかった傾向にあるほか、
自己解決しようとする人や相談先がわからないといった人が一定数存在する



女性の活躍や男女共同参画への意識は高まりつつある一方で、実際の行動につながっていない

無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消を進め、男女共同参画への認識を広げることにより、具体的な行動や取り組みやすい環境づくりにつなげる必要がある

第2次計画重点目標の進捗状況

～第2次京丹後市男女共同参画計画の総括～

本計画重点目標の進捗について【主なもの】（参考資料3）

■ 基本方針Ⅰ 思いやり深まるまちづくり

No.	指標	R6年度実績値	目標値
1	男女共同参画啓発パンフレット作成・配布	年間4冊配布	年間1冊
2	男女共同参画セミナー開催数	14回	6回
3	人権学習会の開催数	15回	17回
4	人権学習会への参加者数	1,282人	2,000人

- (No.1) 男女共同参画の意識醸成や制度周知を図るため、年代やターゲットに応じた啓発冊子を作成・配布した
- (No.2) 市民へ男女共同参画意識の醸成を図るため、セミナーや中学校におけるデートDV防止啓発講座を開催した
- (No.3,4) 人権関係団体と連携し、幅広い世代に対して人権について学ぶ機会を提供した

■ 基本方針Ⅱ 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

No.	指標	R6年度実績値	目標値
6	管理職（課長補佐級以上）への女性登用率（市職員）	32.3%	35%
7	男性職員の配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）の取得率（市職員）	出産 70% 育児 25%	100%
8	審議会等における女性委員比率	42.3%	40%
9	就業者における家事従事時間の男女格差（女性過多）	1時間54分	1時間

- (No.6) 消防、病院、保育（こども園）など業務特性により男女の職員数に偏りがある部署があるため、目標値の見直しが必要
- (No.7) 男性の育休取得は当たり前になりつつある一方、対象者数が少なく、1人の取得有無で数値が大きく変動する
- (No.8) 審議会全体としての目標値は達成した一方で、目標値に到達していない審議会がある
- (No.9) 女性の家事負担が大きく女性活躍の妨げとなり得るため、当事者に限らず幅広い世代に家事・育児・介護分担の啓発が必要

■ 基本方針Ⅲ 寄り添い支え合うまちづくり

No.	指標	R 6 年度実績値	目標値
13	「生命の尊さや心身の健康について学習を行う保健事業」の開催数	12回	12回
14	乳がん検診の受診率	49.1%	50%
15	子宮がん検診の受診率	43.6%	50%
16	自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発講座開催数	研修 8回 講演会 1回	講演会 1回 出前講座 5回
21	国際理解・多文化共生講座の開催数	年 8回	年 7回
22	多言語対応人材の育成者数（英語講座等を通じて人材成）	121人	120人
23	ひとり親同士の交流機会数	年 5回	年 4回

- (No. 13) 男性の事業参加や育休取得が増え夫婦協働が進む中、格差が顕在化している
- (No. 14, 15) 個別の受診勧奨や女性の体調に合わせて検診日時の変更について柔軟に対応しており、受診率の維持につながっている
- (No. 16) 講演会やゲートキーパー研修を定期的実施し、うつ予防等の知識の普及やゲートキーパーを養成することができた
- (No. 21, 22) 他団体との連携により、さまざまなイベントを実施したほか、講座において外国語を教える講師の人材確保が課題にある
- (No. 23) 母子家庭の交流機会は確保できたが、非会員への活動周知不足と会員獲得が不十分であり、父子支援の欠如が課題にある

■ 基本方針Ⅳ 人権が尊重される安心安全なまちづくり

No.	指標	R 6 年度実績値	目標値
24	DVを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合（住民意識調査結果）	7.4%	0%

- (No. 24) 幅広い世代への相談窓口の周知により、認知度を高めることができた
- (No. 24) 誰にも相談せず、被害が深刻化してから相談されるケースがある。DV被害防止に関する学習を実施していくとともに、被害が深刻化する前に相談するよう啓発していく

国内外の動向・第6次男女共同参画計画について

国内外の男女共同参画の動き

→ 男女共同参画社会の実現に向けた取組強化の動き

	世界	国	京都府	京丹後市
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・G7首脳宣言（2015年エルマウ・サミット）で女性の起業、経済的能力の強化について採択 ・国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） ・第3回国連防災世界会議（仙台）で「仙台防災枠組」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性活躍推進法」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・輝く女性応援京都会議発足、行動宣言採択 ・京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（愛称：京都SARA）開設 	
2016年 (平成28年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「KY0のあけぼのプラン（第3次）後期施策」策定（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次京丹後市男女共同参画計画デュエットプランII」策定（3月） ・第2次京丹後市特定事業主行動計画（前期計画）策定（3月）
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 		
2019年 (平成31年/ 令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ・APEC女性と経済フォーラム2019において「女性と経済フォーラム声明」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次京丹後市特定事業主行動計画（中期計画）策定（4月）
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+25」記念会合（第64回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」 ・「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」施行 ・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次京丹後市総合計画」中間見直し

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保措置

★第3次計画中、基本方針II②③関連

性犯罪・性暴力の根絶に向けた刑事法の在り方の検討や被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等に取り組むための方針

★第3次計画中、基本方針IV①関連

一般事業主行動計画策定義務対象企業の拡大やパワハラ防止対策等、働きやすい環境整備に向けた措置

★第3次計画中、基本方針II①②関連

国内外の男女共同参画の動き

→ 男女共同参画社会の実現に向けた取組強化の動き

	世界	国	京都市	京丹後市
2021年 (令和3年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	・「KY0のあけぼのプラン（第4次）」策定（3月）	・「第2次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ」改訂（3月）
2022年 (令和4年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正		・第2次京丹後市特定事業主行動計画（後期計画）策定（4月）
2023年 (令和5年)	・G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合で、「G7ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）」を取りまとめ	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		
2024年 (令和6年)	・第68回国連女性の地位委員会で「ジェンダーの視点からの貧困撲滅、機構強化、賃金動員によるジェンダー平等と全ての女性・女児のエンパワーメントの加速」採択	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次）」策定 ・「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会」設置	
2025年 (令和7年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「第6次男女共同参画基本計画」策定（予定）	・「KY0のあけぼのプラン（第4次）後期施策」策定（予定）	・「第3次京丹後市総合計画」策定（2月）

セクハラ・マタハラへの対応をはじめとする政治分野の男女共同参画推進のための環境整備等の施策を強化

★第3次計画中、基本方針Ⅱ① 関連

性暴力被害、生活困窮、孤立など困難な問題を抱える女性の福祉の増進

★第3次計画中、基本方針Ⅲ③
基本方針Ⅳ① 関連

女性の働き方に影響を与える健康上の特性への配慮、ハラスメントのない職場づくりの推進

★第3次計画中、基本方針Ⅲ①
基本方針Ⅱ② 関連

第6次男女共同参画基本計画策定調査委員会で議論されている主な内容

■日本における社会情勢の現状

(1) 社会構造の動向・変化

- ・人口減少と少子高齢化による人手不足
- ・人生100年時代の到来
- ・未婚・単身世帯・共働き世帯の増加
- ・働きながら介護しているワーキングケアラーの増加
- ・経済分野を中心とした女性のエンパワーメント進展
- ・女性活躍推進法等に基づく取組の推進

(2) 意識・価値観の動向・変化

- ・根強い固定的な性別役割分担意識と無意識の思い込み
(アンコンシャス・バイアス)
- ・暴力を容認しない意識の高まりとDVに関する認識の広がり
- ・職場におけるハラスメントの社会問題化

(3) テクノロジーの急速な進展・進化

- ・A I 等の利活用の拡大

(4) 安全・安心に影響を与える様々な要因

- ・SNS等を通じた性暴力、ハラスメント等の被害の多様化
- ・頻発する大規模災害

(5) 国際的な潮流

- ・SDGsの達成に向けた取組推進

第6次男女共同参画基本計画策定調査委員会で議論されている主な内容

■基本的な視点

→ 各取組みの一層の推進が必要

①一人一人がお互いを尊重しながら自分らしく生きられるよう、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）解消に向けた取組の継続

→ 第3次計画、基本方針Ⅰ①②関連

②男女間の実質的な機会の平等の実現に向け、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）も含めた人材登用・育成の強化

→ 第3次計画、基本方針Ⅱ①②関連

③全ての人のために働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働是正等の取組の推進

→ 第3次計画、基本方針Ⅱ②③・基本方針Ⅲ①関連

④大規模災害の経験も踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底

→ 第3次計画、基本方針Ⅱ⑤関連

⑤多様かつ複合的な困難を抱える女性に対する、困難な状況の固定化・連鎖を防ぐきめ細やかな支援の推進

→ 第3次計画、基本方針Ⅲ③関連

⑥人権が尊重される安全安心な暮らしの実現に向け、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と、被害者の尊厳を回復するための支援の充実

→ 第3次計画、基本方針Ⅳ①関連

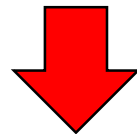
第3次京丹後市男女共同参画計画概要・スケジュール

第3次京丹後市男女共同参画計画の概要

計画の期間：令和8年度～令和17年度（10年間）
※5年目に中間見直し

第2次計画が令和7年度をもって終期を迎えることから、国内外の動向や社会情勢の変化、本市の現状などを踏まえ、これからの10年間を見据えた第3次計画を策定する。

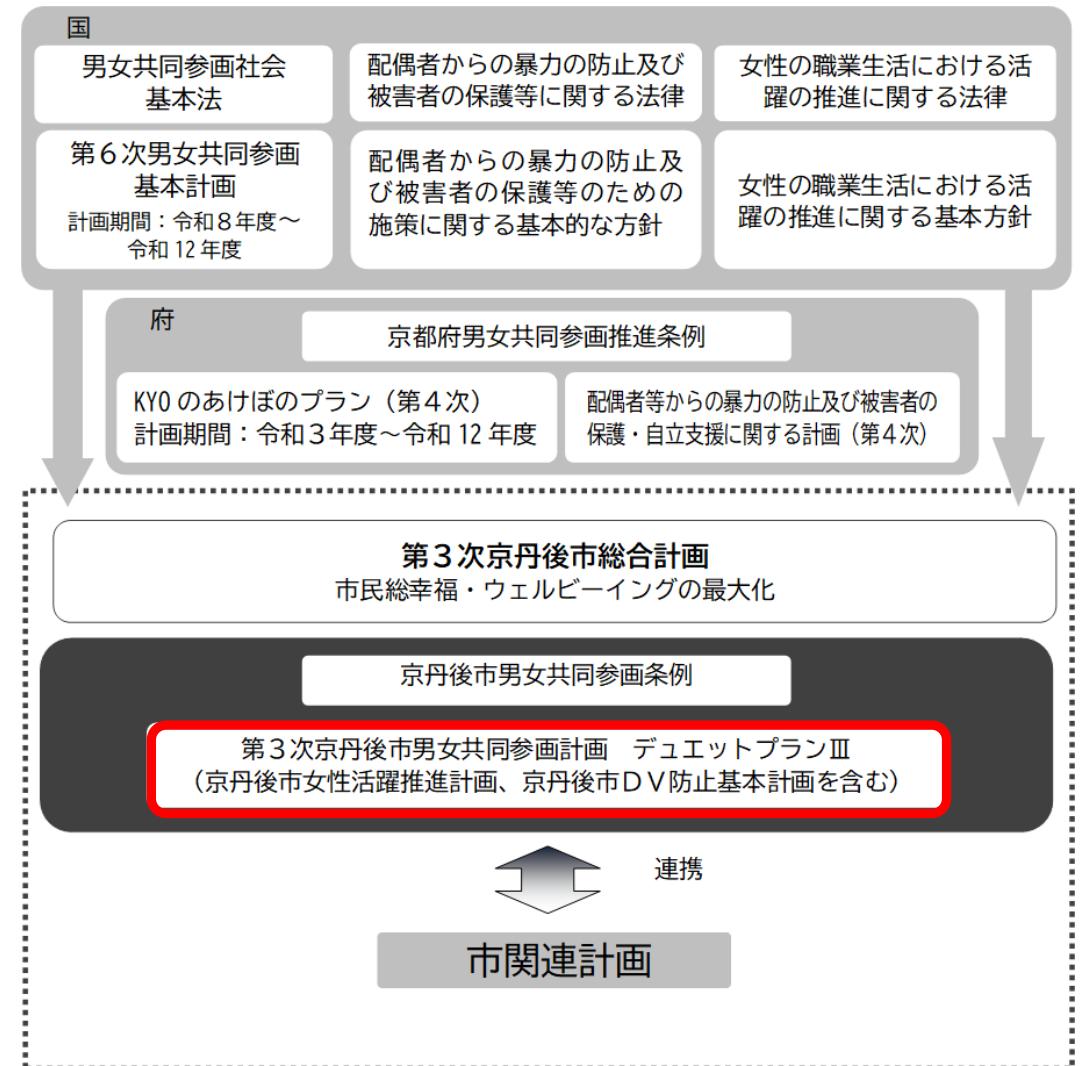
- 国の「第6次男女共同参画基本計画」策定専門調査会での検討内容
- 府の「KY0のあけぼのプラン（第4次）」の内容
- 統計データや各種調査からみえる本市の現状
- 本市のこの10年間における個々の取組の進捗状況等



第3次計画の策定

- 目指すべき方向性や施策の内容に大きな違いがないことから、第2次計画をベースに、社会情勢や本市の現状を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しと充実を図ることで検討

計画体系図



計画策定等予定表（案）

	12月				1月				2月				3月						
審議会								1/26 計画検討		② 計画検討							③ 計画検討・答申		
推進会議							1/15											②	
総務常任委員会																			報告
パブコメ												意見募集							
事務局	計画案案						修正	修正	修正	修正					意見集約				
※ 推進会議については必要に応じて適宜開催とするため、この限りでない。																			